奈良県立医科大学医学部医学科同窓会会則

会　則　施　行　昭和31年４月１日
第１回会則改正　昭和60年６月９日
第２回会則改正　昭和62年６月27日
第３回会則改正　平成３年６月22日
第４回会則改正　平成４年６月13日
第５回会則改正　平成７年６月17日
第６回会則改正　平成12年６月17日
第７回会則改正　平成19年６月25日
第８回会則改正　平成26年６月21日
第９回会則改正　平成30年６月16日
第１０回会則改正　令和７年10月４日

第　１　章　　総　　　則

第　１　条　　本会は奈良県立医科大学医学部医学科同窓会と称す。

第　２　条　　本会は会員相互の親睦と向上共栄を図り、母校の発展に尽くすことを目的とする。
また本会は公平・中立の立場を堅持し、良識ある活動を行うものとする。

第　３　条　　本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

１．医道の高揚に関する事項
２．医学の調査研究に関する事項
３．同窓会報及び会員名簿の発行
４．会員の福利厚生に関する事項
５．その他、前条目的達成のために必要な事項

第　４　条　　本会の本部は橿原市四条町840番地におく。
本部に事務局を置き、事務職員が駐在する。

第　２　章　　会　　　員

第　５　条　　本会会員は次の通りとする。

１．正　会　員　　奈良県立医学専門学校卒業生、奈良県立医科大学医学部医学科卒業生。
２．準　会　員　　奈良県立医科大学医学部医学科学生。
３．名誉会員　　本会に対する功労があって、理事会の承認を得たもの。
４．客員正会員　　他学出身の本学大学院修了者。本会の趣旨に賛同して入会を希望し理事会の承認を受けたもの。平成30年６月16日現在客員会員であるもの。

第　３　章　　役員、代議員及び顧問

第　６　条　　本会に次の役員をおく。

１．会　長　　１名
２．副会長　　５名以内
３．理　事　　15～25名

４．監　事　　　　２名

５．議　長　　　　１名

６．副議長　　　　１名

2　理事、監事、議長、副議長は代議員会の推薦によって定める。

理事の推薦は卒業年次、地域性を配慮して行う。

3　会長選考については奈良県立医科大学医学部医学科同窓会会長選考細則を別に定める。

4　副会長は理事の中より会長が推薦し、理事会、代議員会の承認を得て定める。

第　7　条　役員の任期は２年とする。但し再任を妨げない。

役員は任期を満了しても後任者が職務を行うまではその職務を行わなければならない。

2　会長の任期は６年を限度とする。

3　監事に欠員を生じた場合は理事会が補充役員を選び、代議員会の承認を得るものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

4　監事以外の役員については、欠員が生じた場合は会長が発議し、理事会が補充役員を選ぶことが出来る。その任期は前任者の残任期間とする。

第　8　条　会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2　副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長が予め指名した順序によりその職務を代行する。

3　理事は事業の執行に当たる。

4　監事は会務及び財産状況を監査する。

5　議長、副議長は、代議員会議事を統括する。

第　9　条　本会に代議員をおく。

2　代議員は正会員から各卒業年当り２名、客員正会員から２名選出する。

3　正会員代議員は各卒業年度正会員の代表者として、客員正会員代議員はすべての客員正会員の代表者として、代議員をはじめとした同窓会活動に参画する権利と義務を有する。

4　代議員の任期は２年とし、再任を妨げない。但し、代議員が何らかの理由で継続できない場合、代表する会員の合議にもとづき交代することができる。理事会が同様に判断し交代を促す場合もある。交代後は速やかに同窓会事務局に報告する。

5　準会員は卒業年度に代議員の選出を総代のもとで行い、決定後速やかに同窓会事務局に報告する。

第　10　条　本会に顧問をおくことができる。

2　顧問は、本会会長歴任者、本学学長歴任者など、会長が委嘱し、代議員会の承認を得て、会長が委任するものとする。

3　顧問は、理事会及び代議員会に出席して意見を述べることができる。

4　顧問の任期は委嘱した会長の在職期間内とする。

第　4　章　　会　　　議

第　11　条　本会の会議は総会、代議員会及び理事会とする。

第　12　条　総会は正会員及び客員正会員をもって構成し、通常総会と臨時総会とする。但し、準会員及び名誉会員は議長の許可を得て総会に出席できるが、議決に加わることはできない。

2　通常総会は年１回開催し、次の事項を付議する。

１．会務の報告

２．収支決算案の承認

３．収支予算案の承認

４．その他理事会、代議員会で必要と認めた事項

3　臨時総会は理事会で必要と認めた時、又は正会員の３分の１以上の要請があった時に開催する。

4　総会の承認議事は出席者の過半数の同意を以って決し、可否同数の場合は議長が裁決する。

第　13　条　　代議員会は役員及び代議員で構成し、定例代議員会と臨時代議員会とする。

2　年１回の定例代議員会、及び必要に応じて臨時代議員会を開催する。

１．総会報告及び総会承認事項

２．理事、監事、議長、副議長の推薦

３．本会運営に関する理事会企画案の承認

４．その他理事会で必要と認めた事項

3　臨時代議員会は理事会で必要と認めた時、又は代議員の３分の１以上の要請があった時に開催する。

4　代議員会は構成人員の２分の１の出席（委任状を含む）を以って成立する。

5　代議員会承認議事は出席代議員の過半数を以って決し、可否同数の場合は議長が裁決する。

第　14　条　　理事会は理事をもって構成する。

2　理事会は本会運営に関する企画立案を行い、会務を執行する。

3　理事会は会長が必要と認めた時、又は理事の２分の１以上の要請があった時に開催し、会長が議長となる。

4　理事会は、構成員の２分の１以上（委任状を含む）を以って成立する。

5　監事ならびに議長・副議長は理事会に出席して意見を述べることができる。但し、議決には、加われない。

第　15　条　　総会および代議員会の議事については議事録を作成しなければならない。

2　議事録には出席した会員のなかから選出された議事録署名人２名の署名を必要とする。

第　5　章　　資産及び会計

第　16　条　　本会の資産は次の各号により構成される。

１．入会金

２．会　費

３．寄付金及び寄付行為による物品

４．資産から生じる果実

５．その他の収入

第　17　条　　本会の経費は資産をもって支弁する。

第　18　条　　正会員及び客員正会員は会費として施行細則に定める金額を納入する。

2　正会員及び客員正会員は施行細則に拠り、終身会費を納入することが出来る。

3　新たに正会員となるものは大学卒業時に、客員正会員は大学院修了と同時に会費を納入する。

4　準会員は入学と同時に、入会金として施行細則に定める金額を納入し、会費は徴収されない。

第　19　条　　理事会が必要と認めた時は代議員会の決議を経て特別会計を設けることができる。

2　特別会計は支弁目的をもって設け、一般会計への流用はできない。

3　特別会計の支弁目的は代議員会及び総会の決議を経て変更できる。

第　20　条　　終身会費納入者及び規程の年会費納入者は財務内容を閲覧することができる。

第　21　条　　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

第　6　章　　会　　務

第　22　条　　第３条に定めた事業を遂行するために、理事会内に次の各部を置く。

１．庶務部

①　会議の開催並びに議案・議事の整理、その他記録一般に関する事項

②　会員の連絡、移動調査に関する事項

③　役員選任に関する事項

④　その他一般会務に関する事項

２．会計部

① 会費、寄付金に関する事項

② 予算、決算に関する事項

③ 現金、物品の出納保管に関する事項

３．厚生部

① 会員の厚生に関する事項

② 学生の厚生に関する事項

４．広報部

① 会員名簿の発行に関する事項

② 同窓会報の編集、発行に関する事項

③ その他、同窓会に係わる広報に関する事項

５．大学連携部

① 同窓会活動に係わる大学との連携等に関する事項

2 理事は会務を担当し、それぞれの分担会務を遂行する。

第 23 条 会長は会務を円滑に遂行する目的をもって、本会に委員会を設置することができる。

2 委員会は役員をもって構成し、必要に応じて会員を入れることができる。

3 委員会は会長の諮問事項を答申する。

第 7 章 支 部

第 24 条 本会に本会支部を置くことができる。

第 8 章 附 則

第 25 条 本会則の改正は代議員会の決議を要し、総会の承認を必要とする。

第 26 条 本会則の施行に関し必要なる細則は別にこれを定め、施行細則の改正は代議員会の議決を要し、総会に報告するものとする。ただし、緊急決済を要する場合は理事会でこれを決し、次回代議員会にて承認を得ることができる。

第 27 条 会長、副会長、理事、監事、議長、副議長について、役員としてふさわしくない行為があり本会の名誉を著しく傷つけた場合、或は本会の目的、趣旨に反する行為があった場合は、その任期中といえども理事会の発議及び代議員会の議決によりこれを解任することができる。

第 28 条 会員で本会の主旨にもとる行為があったり、又その名誉を毀損する行為のあったものは、理事会の発議及び代議員会の議決を経て総会の承認により処分することができる。

第 29 条 会員で住所、勤務場所の変更または氏名を改めた場合は、その都度速やかに本部事務局に通知するものとする。

第 30 条 会員が逝去した場合、その旨を速やかに事務局に連絡することを原則とする。

第 31 条 本会則は平成 26 年 6 月 21 日より実施する。